

令和8年度
福島県立視覚支援学校
専攻科理療科

入学者募集要項

〒960-8002 福島県福島市森合町6番34号

TEL 024-534-2574 FAX 024-533-2470

専 攻 科 理 療 科

令和８年度福島県立視覚支援学校（以下「本校」という）専攻科理療科の入学者選抜は、「令和８年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要綱」（以下「実施要綱」という）に定める事項によって実施する。

I 入学者募集

1 募集定員

５名程度

2 教育内容

専攻科理療科は、本校高等部に設置され、学習指導要領に基づき、はり、きゅう、あん摩マッサージ指圧に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させる。併せて、履修によりはり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師の国家試験受験資格を取得できる。

II 特別支援学校前期選抜

1 出願資格

- （１）専攻科理療科に入学を出願することのできる者は、学校教育法施行令第２２条の３に定められた視覚障がいのある者で、特別支援学校の高等部（以下「高等部」という）若しくは高等学校の卒業者及び令和８年３月卒業見込の者（以下「卒業者及び卒業見込の者」という）又はこれと同等以上の学力を有する者。
- （２）志願者は、出願申請前までに、本校学校での入学者選抜に係る教育相談を受けるものとする。
- （３）高等学校卒業者及び卒業見込の者は、出願申請前までに、出願資格申請書（実施要綱様式第１号）を提出し、本校校長の承認を得て、出願資格通知書（実施要綱様式第２号）を受け取るものとする。

2 併願の取扱い

- （１）同一人が同時に二つ以上の県立特別支援学校高等部及び県立高等学校に出願することは認めない。
- （２）本校高等部の本科保健理療科との併願は認めない。

3 WEB出願システムの利用

- （１）出願手続等には、福島県立学校入学者選抜WEB出願システム（以下「WEB出願システム」という）を利用する。

WEB出願システムによる手続等の詳細は、別に公表するWEB出願システム志願者用マ

ニユアル等による。

- (2) 志願者は、WEB出願システムに、氏名や現住所、保護者氏名等の志願者基本情報を登録することにより、志願者登録を完了させた後に、出願手続を行う。
- (3) 志願者は、出願に当たって、本校及び学科等の情報（以下、志願者基本情報と併せて「志願情報」という。）をWEB出願システムに登録する。

なお、県立特別支援学校入学者選抜においては、志願情報を入学願書として取り扱う。

4 出願に必要な書類

- (1) 高等部入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。）
ただし、年齢20歳以上の者については、調査書の提出を免除することができる。
- (2) 学校教育法施行令第22条の3に定められた視覚障がいのあることを証明する書類（「身体障害者手帳」の写しや医師の診断書又は意見書で、視覚障がいの程度がわかるもの）
ただし、本校高等部から本校専攻科理療科に出願する場合は、この証明書類を必要としない。
- (3) 入学検定料は徴収しない。

5 出願手続

- (1) 志願者は、出願申請前までに、本校での入学者選抜に係る教育相談を受ける。
- (2) 高等学校卒業者及び卒業見込の者は、在籍（出身）校長を通して、出願申請の前までに、出願資格申請書（実施要綱様式第1号）を持参又は送付により本校校長に提出する。
ただし、本校高等部から本校専攻科理療科に出願する場合は、この申請を必要としない。
また、年齢20歳以上の者については、高等学校長による証明を必要とせず、志願者が直接提出する。
- (3) 出願資格を有することを承認した本校校長は、出願資格申請書を提出した志願者に対して、出願資格通知書（実施要綱様式第2号）を通知する。
- (4) 高等部又は高等学校卒業者及び卒業見込の者は、在籍（出身）校長を通して、本校校長に出願する。
 - ① 志願者は、WEB出願システムに志願情報を登録の上、在籍（出身）校長に出願を申請する。

【申請期間】

令和8年1月26日（月）午前9時から令和8年2月5日（木）正午まで

- ② 在籍（出身）校長は、WEB出願システムにおいて志願情報に誤りがないこと、出願資格を満たしていることを確認の上、出願を承認する。

【在籍（出身）校長承認期間】

令和8年2月2日（月）午前9時から令和8年2月5日（木）午後4時まで

- ③ 在籍（出身）校長は、書面による提出が必要な書類がある場合、出願受付期間内に、持参又は送付により本校校長に提出する。

なお、調査書については「6 調査書提出」（3ページ参照）に定めるところにより提出する。

【出願受付期間】

令和8年2月2日（月）午前9時から令和8年2月6日（金）正午まで

- (5) 高等部又は高等学校卒業者及び卒業見込の者以外の者は、志願者が直接、出願を行う。
- (6) 本校校長は、志願情報及び提出された書類について精査し、WEB出願システムにより出願を受理する。
- (7) 本校校長は、志願情報及び提出された書類について精査し、志願情報及び出願に必要な書類に虚偽があるときは、出願受付を取り消すことができる。

○持参及び送付による書類の提出方法について

（断りがない場合、本冊子において以下、同じ。）

- 持参の場合 受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。ただし、最終日はそれぞれの受付期間の終了時刻までとし、土曜日、日曜日、祝日及び振替休日を除く。
- 送付の場合 送付の記録が残る簡易書留等とし、それぞれの提出期間最終日の指定された時間までに必着とする。

6 調査書提出

在籍（出身）校長が調査書を作成するに当たっては、「実施要綱」に定める事項によって作成する。

- (1) 在籍（出身）校長は、調査書提出期間内に、持参又は送付により調査書を本校校長に提出する。

【調査書提出期間】

令和8年2月16日（月）午前9時から令和8年2月17日（火）午後4時まで

- (2) 本校校長は、調査書提出期間内に調査書を受け付ける。

7 受験票の印刷

- (1) 本校校長は、出願先変更受付期間の終了後、令和8年2月17日（火）午後4時までに、全ての志願者に受験番号を付して、WEB出願システムにより受験票（実施要綱様式第5号）を発行する。
- (2) 志願者は、令和8年2月18日（水）午前9時以降に、WEB出願システムから受験票を印刷する。

なお、受験票の印刷は高等部又は高等学校において代行することができる。

8 出願取消

前期選抜に出願した者が出願を取り消す場合は、速やかに出願取消の手続を行う。

- (1) 高等部又は高等学校卒業者及び卒業見込の者が出願を取り消す場合は、在籍（出身）校長に申し出た後に、WEB出願システムに出願取消の情報を登録し、在籍（出身）校長に出願取消を申請する。
- (2) 在籍（出身）校長は、WEB出願システムにおいて、出願取消の情報に誤りがないことを確認の上、承認する。

※志願者が検査当日以降に出願取消を申し出た場合、在籍（出身）校長は本校校長に連絡をした後に手続を始めること。

【出願取消期間】

令和8年2月9日（月）午前9時から令和8年3月13日（金）午前9時まで

- （3）高等部又は高等学校卒業生及び卒業見込みの者以外の者は、本校校長に出願取消を申し出た後に、志願者が直接、出願取消の手続を行う。
- （4）本校校長は、WEB出願システムにより出願取消の情報を確認する。
- （5）前期選抜の出願を取り消した者は、印刷した受験票を破棄する。また、本校に提出した書類は返還しない。

9 入学者選抜

- （1）期日 令和8年3月4日（水）

- （2）内容

- 学力検査：国語、公民（公共）、小論文
- 面接
- 理療に関する適性検査

- （3）時程

	実 施 項 目
8:20～ 8:30	受 付
8:30～ 8:50	オリエンテーション
9:00～ 9:50	国 語
10:00～10:50	公民（公共）
11:00～11:50	小 論 文
11:50～12:40	昼 食・休 憩
12:40～15:30	適 性 検 査
	面 接

- （4）受験会場 本校

- （5）そ の 他 受験の時、視力を補うものや配慮の要望等がある場合は、事前に相談すること。

10 選抜結果発表

WEB出願システムにより、選抜結果（合格・不合格・出願取消）の発表を行う。

【選抜結果発表期間】

令和8年3月16日（月）午後1時から令和8年3月24日（火）午後5時まで

- （1）志願者は、WEB出願システムにより自身の選抜結果を確認する。
- （2）高等部又は高等学校長は、WEB出願システムにより自校の志願者の選抜結果を確認する。

- (3) 本校校長は、合格者に対して合格通知書（実施要綱様式第6号）を交付するので、受験票を持参し、来校すること。
- (4) 本校校長は、提出書類等の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことができる。
- (5) 令和8年3月16日（月）午後1時以降に本校玄関前に合格者番号を掲示する。
なお、対面、電話、はがき等による請求は受け付けない。

1 1 入学辞退の手続

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（実施要綱様式第7号）を在籍（出身）校長を通して、本校校長に提出する。

ただし、高等部又は高等学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

なお、本校に提出した書類は返還しない。

1 2 そ の 他

- (1) 寄宿舎への入舎を希望する者は、教育相談時に申し出ること。

Ⅲ 特別支援学校後期選抜

1 出願資格

この要項に示した「Ⅱ 特別支援学校前期選抜 1 出願資格」（1ページ参照）に定めるところ及び原則として次の（1）、（2）に該当する者。

- (1) 特別支援学校前期選抜に出願したが、特別の事情で受験できなかった者。

- (2) 他県からの転入のため、特別支援学校前期選抜に出願できなかった者。

なお、特別支援学校前期選抜において合格した者は、特別支援学校後期選抜に出願することはできない。

2 併願の取扱い

この要項に示した「Ⅱ 特別支援学校前期選抜 2 併願の取扱い」（1ページ参照）に定めるところによる。

3 WEB出願システムの利用

この要項に示した「Ⅱ 特別支援学校前期選抜 3 WEB出願システムの利用」（1、2ページ参照）に定めるところによる。

4 出願に必要な書類

この要項に示した「Ⅱ 特別支援学校前期選抜 4 出願に必要な書類」（2ページ参照）に定めるところによる。

5 出願手続

この要項に示した「Ⅱ 特別支援学校前期選抜 5 出願手続」(2、3ページ参照)に定めるところによる。

ただし、申請期間、在籍(出身)校長承認期間、出願受付期間は次のとおりとし、調査書は、出願受付期間内に提出することとする。

【申請期間】

令和8年3月17日(火) 午前9時から令和8年3月18日(水) 午後2時まで

【在籍(出身)校長承認期間】

令和8年3月17日(火) 午前9時から令和8年3月18日(水) 午後3時まで

【出願受付期間】

令和8年3月17日(火) 午前9時から令和8年3月18日(水) 午後4時まで

6 受験票の印刷

(1) 本校校長は、出願先変更受付期間の終了後、令和8年3月23日(月) 午前10時までに、全ての志願者に受験番号を付して、WEB出願システムにより受験票を発行する。

(2) 志願者は、令和8年3月23日(月) 正午以降に、WEB出願システムから受験票を印刷する。

なお、受験票の印刷は高等部又は高等学校において代行することができる。

7 出願取消

この要項に示した「Ⅱ 特別支援学校前期選抜 8 出願取消」(3、4ページ参照)に定めるところによる。

ただし、出願取消期間は、次のとおりとする。

【出願取消期間】

令和8年3月19日(木) 午前9時から令和8年3月24日(火) 午前9時まで

8 調査書

この要項に示した「Ⅱ 特別支援学校前期選抜 6 調査書提出」(3ページ参照)に定めるところによる。

9 入学者選抜

(1) 期日 令和8年3月24日(火)

(2) 内容

○小論文

○面接

○理療に関する適性検査

(3) 時程

	実 施 項 目
8:20～ 8:30	受 付
8:30～ 8:50	オリエンテーション
9:00～ 9:50	小 論 文
10:00～11:30	適 性 検 査
	面 接

(4) 受験会場 本校

(5) そ の 他 受験の時、視力を補うものや配慮の要望等がある場合は、事前に相談すること。

10 選抜結果発表

WEB出願システムにより、選抜結果（合格・不合格・出願取消）の発表を行う。

【選抜結果発表期間】

令和8年3月25日（水）午後3時から令和8年3月31日（火）午後5時まで

- (1) 志願者は、WEB出願システムにより自身の選抜結果を確認する。
- (2) 高等部又は高等学校長は、WEB出願システムにより自校の志願者の選抜結果を確認する。
- (3) 本校校長は、合格者に対して合格通知書（実施要綱様式第6号）を交付するので、受験票を持参し、来校すること。
- (4) 本校校長は、提出書類等の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことができる。
- (5) 令和8年3月25日（水）午後3時以降に本校玄関前に合格者番号を掲示する。
なお、対面、電話、はがき等による請求は受け付けない。

11 入学辞退の手続

この要項に示した「Ⅱ 特別支援学校前期選抜 11 入学辞退の手続」（5ページ参照）に定めるところによる。

12 そ の 他

- (1) 寄宿舍への入舎を希望する者は、教育相談時に申し出ること。